

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月12日
【会社名】	株式会社リロ・ホールディング
【英訳名】	Relo Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 謙一
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿四丁目3番23号
【電話番号】	03 - 5312 - 8704
【事務連絡者氏名】	専務取締役 門田 康
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿四丁目3番23号
【電話番号】	03 - 5312 - 8704
【事務連絡者氏名】	専務取締役 門田 康
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額 の合計額を合算した金額 499,583,700円

- (注) 1. 本募集は、平成23年6月24日(金)開催の当社第44回定時株主総会の決議及び平成23年7月12日(火)開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとしたします。また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の時価を基礎とした見込額であります。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当対象者がその権利を喪失した場合には、募集金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	2,937個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成23年7月19日(火)
申込証拠金	0円
申込取扱場所	株式会社リロ・ホールディング 法務コンプライアンス室
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成23年7月20日(水)
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の発行については、平成23年6月24日(金)開催の当社第44回定時株主総会の決議及び、平成23年7月12日(火)開催の取締役会においてその発行の決議をしております。

2. 申込みの方法

申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集はストックオプションの目的をもって行うものであり、対象となる人数及び内訳は以下のとおりです。

割当対象者	人数	割当数
当社取締役	5名	1,550個
当社監査役	2名	17個
当社が発行済株式の総数を所有する会社の取締役	10名	1,210個
当社が発行済株式の総数を所有する会社以外の子会社の取締役	1名	160個
合計	18名	2,937個

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(権利内容に何ら限定のない完全議決権株式で当社における標準となる株式)1単元の株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	293,700株 各新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(または株式併合)の比率 かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	未定 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値)に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし(注)1の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 499,583,700円 上記金額は、本有価証券届出書提出時の見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 発行価格 未定 平成23年7月20日に決定する。発行価格は上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める「行使価額」とする。 2 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額のうち資本に組み入れる額 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年7月1日(水)から平成31年6月30日(日)まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リロ・ホールディング 法務コンプライアンス室 (またはその時々における当該業務担当部署) 2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 住友信託銀行株式会社 東京営業部 (またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使においても当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。)の取締役、執行役員または従業員あるいは当社監査役であることを要するものとする。</p> <p>ただし権利行使時にこれらの地位を喪失した場合であっても、当社取締役会が正当な理由があると認め、その者の権利行使を承認した場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。</p> <p>3 新株予約権の質入はこれを認めない。</p> <p>4 その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」による。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得する事ができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 行使価額の調整

(1) 新株予約権の割当日以降、次の または の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

2 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3 新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ(ただし、署名の習慣ある外国人は、署名をもって記名捺印に代えることができる。)、これを行使請求の受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額(以下、「払込金」という。)を、現金にて払込取扱場所の当社の指定する口座(以下、「指定口座」という。)に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

4 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所において受領された新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生ずるものとする。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）（注）1．	発行諸費用の概算額（円）（注）2．	差引手取概算額（円）
499,583,700	730,000	498,853,700

(注) 1．払込金額の総額（本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額）は、本有価証券届出書提出時の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の見込み額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、払込金額の総額は減少いたします。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、当社および当社関係会社の取締役ならびに当社監査役の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、次の要領により新株予約権を発行するものであり、資金調達を目的としておりません。従って、本新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の新規発行による手取金は発生いたしません。

また、新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権の割当を受けた者の判断によるため、現時点でその金額および時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、行使による手取金は、運転資金に充当する予定ではありますが、具体的な金額については、払込みのなされた時点の資金繰り状況に応じて決定致します。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

組込情報である有価証券報告書（第44期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日においても変更の必要ないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第44期有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり臨時報告書を提出しております。

（平成23年6月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成23年6月24日の当社第44回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）株主総会が開催された年月日

平成23年6月24日

（2）決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、中村謙一氏、門田康氏、岩尾英志氏、越永堅士氏、志水康治氏および佐々田正徳氏を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、遠藤元一氏1名を選任する。

第3号議案 当社および当社関係会社の取締役ならびに当社監査役に新株予約権を無償で発行する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決 要件	決議の結果 (賛成の割合)	
第1号議案						
中村 謙一	121,153	4,749	0	(注) 1	可決	(79.93%)
門田 康	125,770	132	0		可決	(82.97%)
岩尾 英志	125,771	131	0		可決	(82.97%)
越永 堅士	125,772	130	0		可決	(82.98%)
志水 康治	125,771	131	0		可決	(82.97%)
佐々田 正徳	125,752	150	0		可決	(82.96%)
第2号議案						
遠藤 元一	125,842	78	0	(注) 1	可決	(83.01%)
第3号議案	106,086	19,771	46	(注) 2	可決	(69.99%)

(注) 1 . 可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 . 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否について確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない株主の議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第44期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月27日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月21日

株式会社リロ・ホールディング

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川 正行
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々田博信
--------------------	-------	-------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リロ・ホールディングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リロ・ホールディング及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月21日開催の取締役会において、募集による自己株式の処分を決議し、実施している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月21日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を決議している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リロ・ホールディングの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社リロ・ホールディングが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月21日

株式会社リロ・ホールディング

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田博信

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リロ・ホールディングの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リロ・ホールディング及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リロ・ホールディングの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社リロ・ホールディングが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月21日

株式会社リロ・ホールディング

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川 正行
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々田博信
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リロ・ホールディングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リロ・ホールディングの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月21日開催の取締役会において、募集による自己株式の処分を決議し、実施している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月21日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月21日

株式会社リロ・ホールディング

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川 正行
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々田博信
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リロ・ホールディングの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リロ・ホールディングの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。